

平成 23 年 11 月 25 日

佐世保市契約監理室契約課

平成 24 年度 主観点の申請について（お知らせ）

平成 24 年度の建設工事の格付け等にあたり、次の項目にかかる主観点の加点を希望する方は、下記により申請してください。なお主観点の審査は、市内業者（佐世保市内に本社を有する業者）を対象に行いますので、ご注意ください。

※ なお、これとは別に平成 24 年度の入札制度改正のなかで、主観点項目の追加を検討していますので、決定しだいお知らせいたします。

1 申請期間

平成 23 年 11 月 28 日（月）から平成 23 年 12 月 28 日（水）まで

2 提出書類

別紙「主観点申請書類一覧表」のとおり

3 申請対象項目

(1) 防災協定等

平成 23 年 10 月 31 日時点における佐世保市との各協定について、下表に示す条件に該当する業者に対し全ての工事種類の審査点数に 30 点を加える。

| 協定名称 | 条件 |
|-------------------------------|--|
| 大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書 | 左記協定を締結した下記団体に所属し、大規模災害発生時に一定の役割を担う者 ・ 社団法人 長崎県建設業協会佐世保支部 ・ 社団法人 長崎県建設業協会北部支部佐世保分会 ・ 社団法人 長崎県中小建設業協会佐世保支部協会 ・ 社団法人 長崎県地質調査業協会 ・ 佐世保電気工事業協同組合 ・ 佐世保市造園建設業協同組合 ・ 佐世保市法面技術協同組合 ・ 佐世保市北部地域防災協議会 ・ 県北防災建設業協同組合 |
| 緊急給水業務の支援に関する協定書 | 左記協定を締結した下記団体に所属し、災害発生時等に一定の役割を担う者 ・ 佐世保管工事協同組合 |

(2) 協会等への加入

平成 23 年 10 月 31 日時点以前 1 年間において、建設工事関連の協会（社団法人に限る。）または法に基づく協同組合に所属し、団体が主催又は共催した講習会等（技術の向上を目的としたものに限る。）に参加した業者に対し、所属団体に該当する工事種類の審査点数に 20 点を加える。ただし、専門工事に特化した団体以外の団体については、

加点する工事種類を2工種まで選択できるものとし、2工種選択時の配点は各10点とする。また、管工事業に係る団体については、建築管又は水道管のいずれかに20点配点するか両方に各10点配点するか選択できるものとする。なお、複数の団体に所属していても加点の申請はいずれか1団体分のみとする。

(3) 建設業従事職員数

建設業者が雇用する職員のうち、建設業者の決算日において常勤と認められた者（代表者を除く。）について、一人につき0.5点を全ての工事種類の審査点数に加える。ただし、加点の上限は40点とする。

(4) 障がい者雇用

建設業者が「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）第43条第5項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）で、同法第43条第1項に規定する障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障がい者」という。）を6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用しているか、又は法定事業主以外の建設業者で、障がい者を決算日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合に、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。

(5) 土木施工管理/CPDS

社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理/CPDS（継続的専門能力開発システム）へ登録した学習単位のうち、業者ごとに10月31日時点以前1年間に取得した単位数の合計に応じて、土木一式工事の審査点数に下表の付与点数を加える。

| 登録学習単位合計数 | 付与点数 |
|------------------------|------|
| 100 UNIT 以上 | 20 点 |
| 80 UNIT 以上 100 UNIT 未満 | 16 点 |
| 60 UNIT 以上 80 UNIT 未満 | 12 点 |
| 40 UNIT 以上 60 UNIT 未満 | 8 点 |
| 20 UNIT 以上 40 UNIT 未満 | 4 点 |

(6) 建築技術継続能力開発/CPD

建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者について、社団法人日本建築士会連合会又は建築CPD運営会議が実施する建築技術継続能力開発/CPDへ登録した学習単位のうち、業者ごとに10月31日時点以前1年間に取得した単位数の合計に応じて、建築一式工事の審査点数に下表の付与点数を加える。

| 登録学習単位合計数 | 付与点数 |
|------------------|------|
| 100 単位以上 | 20 点 |
| 80 単位以上 100 単位未満 | 16 点 |
| 60 単位以上 80 単位未満 | 12 点 |
| 40 単位以上 60 単位未満 | 8 点 |
| 20 単位以上 40 単位未満 | 4 点 |

以 上

契約課（工事担当）
 TEL：0956-24-1111（内線3202～3204）
 FAX：0956-25-9624
 E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp